

本案件は10月14日に公示し、10月28日および11月5日に再公示しましたが、応募がなかったため再度公示します。

番号：150876

国名：ベトナム

担当：社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間

- (1) 全体期間：2015年12月中旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.43M/M、合計 0.88M/M
- (3) 業務日数：

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 4日 | 13日 | 5日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

| | |
|----------|-----------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国/類似地域 | ベトナム/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムでは、ドイモイによる市場経済導入後、経済発展が進む一方で地方と都市部での格差が拡大しており、更に国内外の人の移動が活発化するのに伴い、人身取引被害が深刻化している。ベトナム公安省によれば、「女性と子どもの人身取引予防・撲滅にかかる国家行動計画（2004～2010）（以下、人身取引対策国家行動計画）」の実施後、2004年から2009年の過去6年間で人身取引事案は2,015件が報告されており、4,924名の被害者が把握されている。同計画実施にも関わらず計画以前の1998年から2003年の6年間と比較し、人身取引事案の件数は2.5倍に増え、被害者数は年々増加しており、国内の農村から都市部への人の移動に伴って人身取引が疑われる事象が発生している。また、中国やカンボジアへ被害者を送り出す人身取引の事例が多く、他方でカンボジアからの被害者を受け入れるケースも見られる。近年、国境を越えた労働や国際結婚を目的とした海外移民の増加に伴い、海外での仕事を紹介する仲介業者や知人に騙されて人身取引の被害者となってしまうケースも多発している。これらの状況から、人身取引被害を未然に防ぐためのカウンセリングや情報提供等の予防策強化の必要性が高まっている。

こうした状況の下、ベトナム政府労働傷病兵社会省（以下、MOLISA）は2004年から運営している既存の子どもの相談が主のホットライン（チャイルドヘルプライン）の機能を拡大し、人身取引予防・被害者社会復帰支援のためのホットラインの運営と公安省、国防省、ベトナム女性連合等（以下ベトナム側関係機関とする）との連携も含めた体制整備を目的とする技術協力プロジェクトを我が国に要請した。

これを受けてJICAは2012年7月から2015年7月までの3年間の予定でハノイ、ハザン省、アンザン省を対象としMOLISAをカウンターパート(C/P)機関とした技術協力プロジェクト「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」を開始した。本事業では、ホットライン機材の供与、および運営システムの整備、リファラル体制の整備、関連機関スタッフの能力強化を行っている。尚、本事業では機材調達が約1年遅れたことから8か月間のプロジェクト期間の延長をしているところである。

今回実施する終了時評価調査は、2016年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後の提言及び類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年12月下旬～12月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、ベトナム側関係機関、及び人身取引対策支援に関係する他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。

- ④本調査に先行し、10月下旬より12月上旬までプロジェクトが現地ローカルコンサルタントを備え、プロジェクトの対象地においてベトナムの人身取引対策の方向性、及びホットラインの今後の展開の方向性について関連情報を収集するための調査を実施している。本業務従事者は右記の調査結果の内容を、ローカルコンサルタントが作成予定の報告書（“Hanoi Workshop report” および “Hotline positioning paper” の二種類）をもとに把握する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年1月上旬～1月中旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収し、ベトナム側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する（必要に応じて “Hanoi Workshop report” および “Hotline positioning paper” の内容を反映させる）。
- ⑤アンザン省、ハザン省等を訪問し、ホットラインの運営体制と運営状況、現場レベルにおけるベトナム側関係機関との連携状況について調査する。
- ⑥国内準備並びに上記で得られた結果をもとに、ベトナム側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめ、提言を行う。
- ⑦評価報告書（案）に関するベトナム側 C/P との協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年1月中旬～2016年1月下旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する（必要に応じて “Hanoi Workshop report” および “Hotline positioning paper” の内容を反映させる）。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めること（見積書に計上すること）。
航空経路は、成田/羽田⇒ハノイ⇒成田/羽田を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月4日～2016年1月16日を予定しています。
JICAの調査団員は1月11日から16日にかけて参加する予定です（変更の可能性有）。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括：JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室）
- イ) ジェンダーと開発：JICA（国際協力専門員）
- ウ) 協力企画：JICA（ジェンダー平等・貧困削減推進室）
- エ) 評価分析：コンサルタント

なお、現地調査期間中のプロジェクトオフィスの専門家の構成は以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー/人身取引対策
- イ) 人身取引ケースマネジメント/業務調整

③便宜供与内容

JICAベトナム事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
必要に応じてあり（ベトナム語⇄英語）
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-8148）にて配布します。
 - ・運営指導調査現地報告書（案）（2014年8月25日～9月6日実施）
 - ・PDM（最新版）
 - ・Terms of Reference: Independent Consultant (Anti-Trafficking in Persons Hotline positioning paper)（ベトナム事務所が雇用するローカルコンサルタントに係る情報）
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
 - ・ベトナム社会主義共和国 人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同

事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③ 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上